平成２２年（フ）第４７３号
福岡県古賀市谷山366番地７
債務者　前田大二郎
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９５号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目24番１―505号
債務者　権田　美佳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５７号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目５番地９
債務者　小倉　　忠
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６５号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目５番地９
債務者　小倉　之徳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６６号
福岡県筑紫野市美しが丘北１丁目５番地９
債務者　小倉　　司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８７号
福岡市城南区梅林２丁目17番11―101号
債務者　高嵜　里佳
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３１号
福岡県太宰府市国分４丁目10番18号
債務者　前野　計太
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７６号
福岡県筑紫野市大字古賀699番地17
債務者　高松　浩幸
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０９号
福岡市西区姪の浜３丁目39番３―108号
債務者　杉園内装店こと　杉園　直大
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２７号
福岡市東区箱崎３丁目５番13号
債務者　光安　　亘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３１号
福岡市西区福重３丁目15番20―503号
債務者　渡邉　將任
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９３４号
福岡県春日市須玖南１丁目164番地松下アパート101号
債務者　寺岡　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４０号
福岡市南区野間１丁目11番31―608号
債務者　吉鶴　時子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４１号
福岡市西区今宿３丁目12番１―201号
債務者　秋吉喜代子（旧姓春）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４６号
福岡県筑紫野市原田２丁目６番地３　ラフォーレ原田Ｃ101号
債務者　山下　直人
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４７号
福岡県筑紫野市原田２丁目６番地３　ラフォーレ原田Ｃ101号
債務者　山下　美和
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６９号
福岡市南区大楠１丁目10番２―203号
債務者　北村　貴史
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部